

松阪市まちなか空家利活用促進制度登録（新規・更新）申込書

令和 年 月 日

（宛先） 松阪市長

住 所

氏 名

空家又は空地情報の登録をしたいので、松阪市まちなか空家利活用促進制度実施要綱第4条第1項の規定により空家・空地情報登録カード及び本人確認書類の写しを添付の上、申し込みます。

なお、当該登録に当たり、下記の確認事項に同意するとともに、市からの調査及び問い合わせには、誠意をもって協力します。

記

- 1 登録内容 別添「空家・空地情報登録カード（様式第2号）」のとおり
- 2 契約交渉 宅地建物取引業者による仲介を希望します。
 私と登録利用者との当事者間で行います。
- 3 本人確認書類の写しとして添付したもの
 - (1) 1点添付するもの：自動車運転免許証 パスポート 個人番号カード 身体障害者手帳 療育手帳
その他（ ）
 - (2) 2点添付するもの：健康保険証 介護保険証 年金手帳
各種公的年金証書 恩給証書 その他
（ ）

（確認事項）

- 1 松阪市まちなか空家利活用促進制度実施要綱の趣旨を理解し、同要綱を遵守すること。
- 2 空家・空地情報登録カードの記載事項（個人情報を除く）及び市の担当者が所在地で確認調査を行った際の外観等の写真を松阪市ホームページ等で公開するとともに、登録利用者、本制度の実施について市と協定を締結した協定団体所属の協力事業者にも提供すること。
- 3 市では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、登録所有者と登録利用者の間で行う物件の売買・賃貸借に関する交渉及び契約等に関しての仲介行為は行わないこと。（契約手続きの迅速化やトラブル回避のため、仲介については宅地建物取引業者へ依頼することをお勧めします。希望により上記の協定に基づき仲介業者の推薦を行います。ただし、成約時に手数料が必要。）

- 4 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。（確認のため、警察本部に照会することがあります。）
- 5 市が空家又は空地の登録にあたり必要な家屋等の調査のため、課税資料を閲覧すること及び必要な資料の提供を求めることについて、承諾すること。
- 6 松阪市まちなか空家利活用促進制度の利用により取得した個人情報の取扱いについて、制度の目的に従って利用し、他の目的に使用することはないこと。